

⑤ 採用プロセスに関する変更点

2026年10月6日

JDMT日本メンバー (IEC/DMT) 河合和哉

経緯と概要

- 旧来のFast-track手続きとJTC1PAS変換プロセスを完全に置き換える新たな採用プロセス(Adoption Process)としてISO/IEC整合化共通指針(Directives Part 1, Annex F)のテキストが完成
- 大まかな進め方:
 - 提案組織の承認
 - 採用プロセス開始の承認
 - Enquiry Ballot
 - 発行

採用プロセスの目的 (F.1)

- 効率化: 既存の優れた技術文書を国際規格として迅速に取り込む
- 戦略的意義: 重複開発を防ぎ、リソースを最適化
- 判断基準:
 - 委員会の作業プログラムへの適合性
 - 解決すべき技術的ギャップの特定

採用プロセスの2つのタイプ (F.2)

- 委員会・リエゾン機関による提案 (F.2.1)
 - 主体: 委員会事務局、Pメンバー、Aリエゾン機関
 - 必須要件: 作成機関 (originating organization) の同意
- 認定提出者 (Recognized Submitter) による提案 (F.2.2)
 - 主体: 認定された外部機関 (コンソーシアム等)
 - 必須要件: 組織・文書の適格性評価

委員会・リエゾン機関の申請手順 (F.3.1)

- 申請書類: 採用申請書 (Adoption submission form) と採用を提案する文書の提出
- 確認事項:
 - IP (著作権・特許・商標) 問題解決済み
 - 既存国際規格との重複なし
 - 維持管理体制の確保
- 採用プロセスの開始を問う投票: 4週間
- 承認要件: 投票Pメンバーの2/3以上の賛成
- 議長が投票結果、コメントを考慮してEnquiry開始を決定

Enquiry Ballotの実施と決定 (F.3.2/3.3)

■ Enquiry Ballot の実施

■ a) 2.6.3の承認基準を満たすが技術コメントあり:

- 1) 軽微なコメント: コメントは改訂時の検討として、そのまま出版へ
- 2) 重大な修正が必要: 採用プロセス中止、または予め提案元が申請していた場合、通常開発へ移行 (会議での議論も可能)

■ b) 2.6.3の承認基準を満たさない:

- 採用プロセス終了
- 予め提案元が申請していた場合、十分な支持があれば通常開発への移行が可能

出版、IP、メンテナンス (F.3.4, F.3.5, F.3.6)

- 特許権、商号及び商標の使用、著作権並びに適合性評価に関する中立性の原則: DP2 の規定遵守が必須
- DP2のその他の規則: 推奨されるが、必須ではない
- ISO/IEC出版物の知的財産権: ISO/IECポリシーに従う
- オリジナル文書の著作権: 提案元機関が保持
- メンテナンス:
 - 担当: 指定されたISO/IEC委員会または提案元機関
 - 改訂: 改訂時は再度採用プロセスを繰り返す必要あり

認定提出機関の主要な概念と役割 (F.4.1)

- a) 提案元機関: ISへの採用を意図した文書を開発した機関
- b) 認定提出機関: 委員会から正式に認められた提案元機関
- c) メンター(議長/事務局): 提案元機関に助言・指導を提供
- d) 説明レポート(Explanatory Report): 技術的概念や採用適合性を詳細に記述した文書
- e) 採用投票: enquiry ballotとして回付

認定提出機関の承認基準 (F.4.2)

- 認定提出機関としての承認基準は2つのカテゴリに
 - 組織に関連した基準 (Recognized Submitter applications form)
 - 文書に関連した基準 (explanatory report form)

認定提出機関の申請手順 (F.4.3)

- 申請書類: 採用申請書 (Recognized Submitter applications form) と採用を提案する文書の提出
- 確認事項:
 - IP (著作権・特許・商標) 問題解決済み
 - 既存国際規格との重複なし
 - 維持管理体制の確保
- 投票: 8週間の認定提出機関としての承認投票
投票Pメンバーの2/3以上の賛成で承認

認定提出機関の承認 (F.4.3.1)

- 投票で承認された場合、認定提出機関としては2年間の資格が付与され、その後は5年毎に延長可能
- 認定提出機関の資格は、委員会が資格更新を承認しない場合及び認定提出機関が所定の期間内に採用提案文書を提出しない場合には終了
- 認定期間の終了6ヶ月前にメンターの支援を受けて認定提出機関の資格をレビュー(改訂/撤回/維持)
- 認定提出機関が改訂/再確認を希望する場合は、8週間の投票

文書の提出 (F.4.3.2)

- 認定提出機関として承認された場合：承認後6ヶ月以内に最初の文書を提出（事前申請により延長可）
- 期限までに文書が提出されない場合：認定提出機関の資格撤回
- 特許権、商号及び商標の使用、著作権並びに適合性評価に関する中立性の原則：DP2の規定を遵守
- DP2のその他の規則：推奨されるが、必須ではない

文書採用のための投票手続 (F.4.3.3)

- 認定提出機関の資格確認後、採用プロセスの開始可否について4週間の投票を実施
- 承認要件：投票Pメンバーの2/3以上の賛成
- 議長が2.5.7のコンセンサス原則に基づいてEnquiry stageの開始可否を決定

文書採用のための投票手続 (F.4.3.3) – 続き

■ Enquiry Ballot の実施

■ a) 2.6.3の承認基準を満たすが技術コメントあり:

- 1) 軽微なコメント: コメントは改訂時の検討として、そのまま出版へ
- 2) 重大な修正が必要: 採用プロセス中止、または通常開発へ移行
(会議での議論も可能)

■ b) 2.6.3の承認基準を満たさない:

- 採用プロセス終了
- 予め提案元が申請していた場合、十分な支持があれば通常開発プロセスへ移行可能

出版 (F.4.3.4)

- ISO/IEC出版物の知的財産権：ISO/IECポリシーに従う
- オリジナル文書の著作権：提案元機関が保持
- メンテナンス：
 - 担当：指定されたISO/IEC委員会または提案元機関
 - 改訂：改訂時は再度採用プロセスを繰り返す必要あり



挙手し事務局操作後**ご自身でミュート解除**の上



ISO TC 268/SC1の委員会マネージャーの山田です。スライドXXについて…

①ISOかIECか

②標準化活動上の役割

(委員会マネージャー,議長,コンビーナ,PL,国内事務局等)

③お名前

④関連スライド (番号がわかれば番号、XXのスライド)

⑤ご質問

をお話してください

一度の挙手で一つのご質問にどうぞご協力お願い申し上げます。



または説明会終了後のアンケートにお書きください。

Chatではお受けできません



- 現時点で入手可能な資料に基づき、正確を期して作成しておりますが、最終的な確認にあたっては、Directivesの本文そのものや、今後ISO中央事務局から発行されるガイダンス等も併せて直接ご確認くださいよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
- 本掲載内容の全部または一部について、無断での転載、編集、改変、販売、翻訳、変造等を固く禁じます。
- 資料を配布する際は、本ファイルを転送するのではなく、事前に許諾を得たうえで、下記リンクをご案内いただきますようお願いいたします。

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/std_hokokukai/#koenannai

問い合わせ先 Contact point

一般財団法人日本規格協会 Japanese Standards Association

- 資料の使用許諾とリンクの許諾について: po@jsa.or.jp
- 資料の内容に関する質問について: kokusai@jsa.or.jp

本文書は経済産業省の令和8年度の委託事業の成果です。 © 2026 JISC/JSA